

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和6年11月29日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、令和7年4月11日から同年5月12日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

令和7年4月11日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 フジ南岩国店（B敷地）

所在地 岩国市南岩国町三丁目803の1

2 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。